

2024年2月29日

各位

会社名 焼津水産化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 潤
(コード番号 2812 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営統括本部長 中島 正民
(TEL: 054-202-6030)

会社名 Jump Life 株式会社
代表者名 代表取締役 稲葉 敦央

(訂正) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う
公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

Jump Life 株式会社は、焼津水産化学工業株式会社の普通株式に対する公開買付けに関する2024年2月6日付公開買付届出書について、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2024年2月29日付で関東財務局に提出いたしました。

これに伴い、2024年2月6日付「公開買付開始公告」の内容が別添のとおり訂正されますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、Jump Life 株式会社（公開買付者）が、焼津水産化学工業株式会社（本公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年2月29日付「(訂正) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」

2024年2月29日

各位

会社名 Jump Life 株式会社
代表者名 代表取締役 稲葉 敦央

(訂正) Jump Life 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書提出に伴う 公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

Jump Life 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場に上場している焼津水産化学工業株式会社（以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2024 年 2 月 6 日より開始しております。

今般、公開買付者が、公正取引委員会から 2024 年 2 月 28 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び 2024 年 2 月 29 日付「禁止期間の短縮の通知書」を 2024 年 2 月 28 日に受領したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（2024 年 2 月 19 日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含み、以下「本公開買付届出書」といいます。）及びその添付書類である 2024 年 2 月 6 日付「公開買付開始公告」（以下「本公開買付開始公告」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記各通知書を新たに添付書類とするため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を 2024 年 2 月 29 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

I. 本公開買付開始公告の訂正

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が 2023 年 6 月 23 日に提出した「第 64 期有価証券報告書」（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（1,878 百万円（1 株当たりの配当額は 165 円に相当）（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議する

ことを決定した場合及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,878百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。また、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、(i)公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、(ii)同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は(iii)公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者が2023年6月23日に提出した「第64期有価証券報告書」（以下「本有価証券報告書」といいます。）に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,878百万円（1株当たりの配当額は165円に相当）（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合及び②対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額（1,878百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合又は上記自己株式の取得を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。また、令第14条第1項第3号又々に定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以上